

学校教職員の働き方改革にご理解・ご協力をお願いします。



～教職員がより一層、子どもと向き合うための時間を確保できるように～

日頃より本市の教育活動に、多大なるご理解・ご協力をいただきありがとうございます。

現在、全国の学校において教職員の長時間勤務が大きな課題となっております。本市におきましても、教職員が健康で、生き生きと働くことができる環境づくりを進めるとともに、子どもと向き合う時間を一層確保し、よりよい教育を実現するため、学校の働き方の見直しを進めております。

今後も質の高い教育を継続していくために、ご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。



電話連絡について

◇勤務時間内の連絡に、ご協力ください。

(午前8時30分から、午後5時00分)

・欠席、遅刻連絡については、さくら連絡網をご活用ください。

・下記の時間帯の電話は、
寝屋川市立学校時間外窓口で対応します。

【平日】午後5時00分から翌日午前8時30分まで

【休業日】終日(土日祝・代休・学校園閉庁日・年末年始など)

緊急の場合は、学校から折り返し連絡します。

〈対話型AI電話の導入 (R8年度中)〉

◇24時間電話対応ができるよう、
現在、システム開発を進めています。

導入後は…

- ・学校電話は、24時間対話型AIで対応します。
- ・対応内容を学校へ報告し、必要に応じて折り返し連絡を行います。

部活動の適正化について

◇国・府の方針等に基づき、
適切な休養日や活動時間を設定します。

【休養日】週当たり2日以上
(平日1日、休日1日以上)

【活動時間】平日は2時間程度(17時00分完全下校)
休日(土日など)は3時間程度

部活動拠点校の集約化や、段階的な休日の地域展開を進めます。

学校行事の見直しについて

◇行事の精選や内容の見直しを進めます。

学校行事の規模や内容、実施時期などの見直しを進め、子どもと向き合う時間の確保に努めます。

〔地域行事(夜間の見回り)などの
教職員の参加についてもご配慮ください。〕



- ◇ 学校への相談や連絡などは、勤務時間内をお願いします。
- ◇ 配布するプリントなどは、さくら連絡網を活用して配布します。
- ◇ 登下校の見守り活動など、教育活動へ引き続き、積極的なご支援・ご協力をお願いします。
- ◇ 夜間・休日を含めた学校外のトラブルについて、緊急を要する場合は、まずは、警察や救急・消防などへの連絡や相談をお願いします。

《お問い合わせ先》

寝屋川市教育委員会事務局 学務課

☎072-813-0072 < 9:00-17:30 >

【参考HP】

文部科学省⇒



寝屋川市⇒



令和8年
4月

働き方改革に関する計画を策定！

“寝屋川市立学校の教職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画”



● 計画の目的

教職員の働き方改革の取組は、子どもたちへのより質の高い教育の実現につながり、次の世代の教員を育てる土台ともなるものです。

教職員の業務量の適切な管理と健康確保を図るとともに、目標や取組方針を明確にし、計画的に働き方改革を推進していきます。

● 主な目標値

※【現状値】… R7年度（R8.2月時点）

	小学校	中学校
① 1か月あたりの時間外勤務時間 (平均)	18 時間 【R7：22.3 時間】	18 時間 【R7：26.4 時間】
② 「子どもと向き合うための必要な時間をとることができる」と感じる教職員の割合	80 % 【R7：51.8 %】	80 % 【R7：49.1 %】

1月あたりの時間外勤務時間は、減少傾向にあります。

寝屋川市の教職員全体の約5割以上が、もっと子どもと向き合う時間を必要としています。

● 取組の内容

教師が教師でなければできない業務に専念できるよう、「学校や教師が担う業務」を以下の3つに分類して取組を進めます。

〔参考：文部科学省資料「学校と教師の業務の3分類」（令和7年9月）〕

学校以外が担うべき業務

- 1 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
- 2 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応
- 3 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）
- 4 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等
- 5 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

教師以外が積極的に参画すべき業務

- 6 調査・統計等への回答 | 学校への依頼を減らし、デジタル技術を活用しつつ、事務職員を中心に実施
- 7 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理 | 学校が行う場合は事務職員等が積極的に参画
- 8 ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理 | 教育委員会と連携を図りながら、事務職員等を中心に実施しつつ、地域の实情に応じて外部委託も積極的に検討
- 9 学校プールや体育館等の施設・設備の管理 | 教師は授業等に付随して行う日常点検を担い、外部委託等も積極的に検討
- 10 校舎の開錠・施錠 | 副校長・教頭に固定せず、機械警備、役割分担の見直し等を促進
- 11 児童生徒の休み時間における安全への配慮 | 地域住民等の支援や、輪番等を促進
- 12 校内清掃 | 児童生徒への清掃指導は、地域住民等の支援を得て、回数・範囲の合理化等を促進
- 13 部活動 | 部活動の地域展開・地域連携を推進

教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

- 14 給食の時間における対応 | 食に関する指導については、栄養教諭等が対応
- 15 授業準備 | 教材の印刷など補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを実施、デジタル技術の活用を促進
- 16 学習評価や成績処理 | 採点作業のうち補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを中心に実施、自動採点等のデジタル技術の活用を促進
- 17 学校行事の準備・運営 | 関係機関との日程調整や物品の準備等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進しつつ、必要に応じて外部委託等も検討
- 18 進路指導の準備 | 就職先に関する情報収集等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進
- 19 支援が必要な児童生徒・家庭への対応 | 専門スタッフとの協働等を促進

※計画に基づく、取組状況について、毎年ホームページで公表します